

令和 7 年 11 月 26 日

内閣府男女共同参画局

推進課 女性活躍推進係 御中

日本司法書士会連合会

会長 小 澤 吉 徳

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対する意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

第 1 女性の職業生活における活躍に関する状況の把握について

【意見】

賛成する。

【理由】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「令」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の職業生活に関する機会の提供及び同条同項第 2 号の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備については、分類を組み替えて分けたことにより、わかりやすい列挙がなされているものとする。

第 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 21 条の規定に基づく情報の公表について

【意見】

概ね賛成する。

【理由】

令第 7 条において、公表する情報について、公表が必須となった項目が増加していることは評価できる。しかし、必須項目か否かの選別における合理的理由が見出せないため、全ての項目について公表することも検討すべきである。